平成２２年（再ロ）第２号
福島県大沼郡会津美里町永井野字堂ノ前1681番地5
再生債務者　星　常男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年1月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年1月24日
福島地方裁判所会津若松支部破産・再生係

平成２２年（再ロ）第８号
千葉市中央区末広4丁目7番13号
再生債務者　江夏　正美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年1月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年1月21日
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

平成２２年（再ロ）第５４号
大阪市阿倍野区松崎町3丁目3番20—205号
再生債務者　平田孝一郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年1月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年1月25日
大阪地方裁判所第6民事部

給与所得者等再生による再生計画不認可

平成２２年（再ロ）第１号
栃木県大田原市市野沢2025番地21
再生債務者　田村　紳
1　主文　本件再生計画を認可しない。
2　理由の要旨　再生計画には、民事再生法241条2項7号に定める事由がある。
平成23年1月25日
宇都宮地方裁判所大田原支部

給与所得者等再生による再生計画変更

平成１８年（再ロ）第１０００５号
埼玉県鶴ヶ島市富士見2—14—11
再生債務者　栗野　宜志
主文　本件変更再生計画案のとおりに再生計画を変更する。
平成23年1月21日
東京地方裁判所民事第20部

東京都渋谷区公債償還公告

抽せんの結果、東京都渋谷区公債を次のとおり償還いたします。

銘　柄	償還期日	償還金額	1万円券	10万円券	100万円券	1000万円券
平成13年度第1回	平成23年3月31日	12,920千円	11・12	13 59 87 106～111	4・5	1

平成23年2月2日
渋谷区

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第1項第3号の規定により、次の免許状は失効した。
平成23年2月2日　千葉県教育委員会
1　免許状の種類（教科）及び番号
(1)　中学校教諭一種免許状（国語）
平1中1第23256号
(2)　高等学校教諭一種免許状（国語）
平1高1第24065号
2　授与年月日及び授与権者
(1)　平成1年3月31日　東京都教育委員会
(2)　平成1年3月31日　東京都教育委員会
3　氏名及び本籍地
横田　佳宏　茨城県
4　失効年月日
平成23年1月19日
5　失効の理由
教育職員免許法第10条第1項第3号該当

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十三年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十二年十二月二十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお､両社の計算書類の公告義務はありません。

平成二十三年二月二日

長崎県大村市上諏訪町八九八番地
（甲）有限会社大幸企画
代表取締役　時　忠之
長崎県大村市上諏訪町八九八番地
（乙）有限会社トータス
代表取締役　時　忠之

吸収分割公告

左記会社は、吸収分割して甲は乙の千葉県佐倉市生谷字番野一六四一番一、同一六四一番二、千葉県佐倉市吉見字甚台四五八番一、同四五八番二、同四五八番三、同四五九番一、同四六〇番、同四六一番の一部、同四六四番の一部、同四六五番、同四六六番、同四六七番、同四六八番、同四七〇番、同四七一番、同四七二番二、千葉県佐倉市吉見字長作四四九番、同四五〇番、同四五一番、同四五二番四の一部、同四五三番二、同四五四番一、同四五四番二の一部、同四五五番の一部、同四五七番一の地域を開発地域とする千葉県佐倉市吉見字甚台四五九番一外二十四筆の宅地開発事業に関して有する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は平成二十三年三月三日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は平成二十三年二月二十八日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　千葉日報
掲載の日付　平成二十三年一月二十日
掲載頁　十九頁
（乙）掲載紙　千葉日報
掲載の日付　平成二十二年六月二十六日
掲載頁　十九頁

平成二十三年二月二日

千葉県匝瑳市上谷中二一八一番地
（甲）株式会社ヘイワ
代表取締役　角田　将規
千葉県佐倉市表町二丁目一番一号
（乙）日新ホーム株式会社
代表取締役　岡田　定一

吸収分割公告

左記会社は、吸収分割して甲は乙の千葉県佐倉市臼井字間野台一四七七番、同一四七八番一、同一四九二番、同一四九三番・一四九四番合併の一部、同一五〇二番一、同一五〇三番一の一部、同一五〇三番六の一部、同一五〇四番、同一五〇五番、同一五四二番一の一部、同一五四三番、同一五四五番の一部、同一五四六番、同一五四七番一、同一五四七番二、同一五四七番三、同一五四八番一、同一五四八番二、同一五四九番一、同一五四九番二、同一五五〇番一、同一五五一番一、同一五五一番二、同一五五二番一、同一五五二番二、同一五五三番一の一部、同一五五三番二、同一五五四番二、同一五五四番一〇、同一五五七番一三、同一五五七番一六、同一五五七番一七、同一五五七番一八、同一五五七番一九、同一五五九番二、同一五六二番一の一部、同一五六二番五、同一五六二番六の一部、同一五七六番二の一部、同一五七七番二の一部、同一五八〇番一、同一五八一番、同一五八二番、同一五八三番、同一五八四番、同一五八五番、同一五八六番、同一五八七番、千葉県佐倉市臼井田字長作六〇九番二五、千葉県佐倉市臼井田字長作台六五九番、千葉県佐倉市臼井田字間野台七二九番一、同七二九番二、同七二九番三、同七二九番四、同七三〇番、同七三一番、同七三二番一、同七三二番二の一部、同七三三番、同七三四番、同七三五番、同七三六番、同七三七番、同七三八番、同七三九番一、同七三九番二、同七四〇番、同七四一番の地域を開発地域とする千葉県佐倉市臼井田字長作六〇九番二五外六十七筆の宅地開発事業に関して有する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は平成二十三年三月三日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は平成二十三年二月二十八日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　東京新聞
掲載の日付　平成二十三年一月二十日
掲載頁　二十二頁
（乙）掲載紙　千葉日報
掲載の日付　平成二十二年六月二十六日
掲載頁　十九頁

平成二十三年二月二日

東京都新宿区西新宿七丁目二二番三四号
（甲）日生開発株式会社
代表取締役　嶋田　英雄
千葉県佐倉市表町二丁目一番一号
（乙）日新ホーム株式会社
代表取締役　岡田　定一